

12月25日14時 いよいよ2陣高裁判決！

12月25日14時、いよいよ2陣高裁判決（大阪高等裁判所第13民事部）が言い渡されます。泉南アスベスト国賠訴訟は、2006年5月に1陣訴訟（被害者数26名）を提訴し、10年5月にはわが国で初めてアスベスト被害に対する国の責任を認める画期的な判決が言い渡されました。

ところが、11年8月、控訴審において、いのちや健康よりも産業発展が優先するとして被害救済を拒否する驚くべき不当判決が言い渡されました（現在、最高裁に係属）。しかし、12年3月、2陣訴訟（被害者数33名）において、産業発展のために労働者のいのちや健康



12月3日、「勝利と早期解決をめざす」2回目の院内集会が開かれ、自民、公明、民主、みんな、維新、共産、社民、生活、新党大地、無所属から議員10名、秘書も参加し院内集会が取り组まれました。

今、全国各地、各分野から、今度こそ、控訴審において被害者を救済する正義に基づく公正判決をと、大きな期待の声が裁判所に寄せられています。

8月23日の結審から4ヵ月、すでに25万筆を超える公正判決署名が寄せられたのをはじめ、公害・じん肺・アスベスト等の被害者団体や著名な弁護士代表59名による共同アピール、「司法に国民の風を吹かせよう」実行委員会（風の会）に参加する主婦連など消費者団体代表によるアピール、さらに、宮本憲一大阪市名誉教授など92名による学者・研究

者による共同アピールなどが次々に裁判所に届けられています。

原告団と弁護士は、2陣控訴審裁判所が、こうした広範な世論に答えて、人権擁護と社会正義の府として、司法の役割をいかに発揮することを期待し、確信しています。

同時に、1陣提訴後7年半が経過し、提訴時生存原告の内12名が亡くなり、早期解決は原告らの切実な願いです。原告団と弁護士は、結審後、国会議員の方々に「早期解決を求めるアピール」への賛同を募り、すでに与野党から100名を超える賛同が寄せられ、11月7日、12月3日の「勝利と早期解決を求める院内集会」にも、50名近くの国会議員の参加を得ています。また、泉南市長や阪南市長なども、厚労副大臣など面談して直接泉南被害の早期救済を要望しています。

2陣高裁判決を機に早期解決を、の世論もまた急速に高まっています。

いよいよ12月25日が2陣高裁判決です。そして、早期解決を求める判決大行動です。大阪、東京での判決行動への参加など、泉南アスベスト国賠訴訟に大きなご支援をいただきますよう心よりお願い申し上げます。

大阪泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会 泉南勝たせる会ニュース

24号
2013.12.6

連絡先
大阪府泉南市
信達六尾 595
Tel.072-483-4981
Fax.072-484-0641

東京事務所
東京都新宿区
新宿 2-1-3
サニーシティ
新宿御苑 10 階
03-33523663



地元泉南市・阪南市の市長・議長らが 早期解決めざし、厚労副大臣と面談、要請



「泉南地域の石綿被害と市民の会」などの活動によって、これまでも泉南市長・阪南市長および両市議会議長らが厚生労働大臣や環境大臣に対して泉南アスベストの早期解決を要請してきました。この10月22日も厚生労働大臣、環境大臣に早期解決を要請しました。

今回は、厚生労働省の佐藤茂樹副大臣と面談し、早期解決を要請しました。副大臣は「時間との闘い。力を入れて取り組む」と語ったと報じられています。



12月25日（水）判決大行動

大阪で

午前 8 時 淀屋橋宣伝

午後 1 時 裁判所前集会

午後 2 時 判決言い渡し

午後 3 時 報告集会
(中之島公会堂)



東京で

正午 厚労省前宣伝行動

午後 1 時半 厚労省前集会
判決後直ちに厚労大臣に面会要請

午後 3 時半 院内集会
(衆議院第一議員会館多目的ホール)

早期解決を求める大行動
12月26日(木) 27日(金)
12時 厚労省前集会、
官邸前宣伝、厚労省前要請行動
議員要請

27日(金) 午後4時半 院内集会
(衆議院第2議員会館多目的室)

1月6日(月)～8日(水)
官邸前行動、省庁要請、議員要請

判決の様様を動画でインターネット配信します。
<http://iwi.co.jp/>

勝利と早期解決をめざす各界の共同アピール

「風の会」参加の消費者団体が連名で

「市民の目線にたった判決を」と共同アピール

「市民の目線に立った良識ある判決を求めるアピール」と題して、「風の会」参加の主婦連合会、日本消費者連盟、東京都地域婦人団体連盟、東京都地域消費者団体連絡会が代表者の連名によるアピールを、大阪高裁第13民事部に提出しました。

「風の会」は、「司法に国民の風を吹かせよう」という運動で、市民に身近で信頼される司法、裁判に変えたいという趣旨で、消費者団体・婦人団体らと自由法曹団などが中心になって活動してきました。

その立場から、泉南アスベストの1陣高裁判決にある「産業発展のためには労働者が犠牲になっても仕方がない」という価値判断には、驚きと失望を隠せなかった。多くの国民の常識とはかけ離れているとしています。アスベストが部屋のカーテンからヘアドライアーまで身近な日用品にまで使われてきた。過去の責任をあいまいにしたままではこれからのアスベスト被害を防止できない。暮らしを守る契機となる判決を心から期待しているとしています。

「憲法を尊重し、後世に残る公正判決を
求める弁護士共同アピール」

「・・・労災や公害の被害者は、産業発展や経済成長の陰で命を落とし、健康を損なった者たちである。司法の勇氣ある判断は、その不条理を正し、被害者の人間としての尊厳を回復するとともに、いのちや健康が何よりも尊重される公平・公正な社会のあり様を指し示してきた。・・・司法の役割は、人権を尊重し、法的正義を実現することである。」

公害事件や労災事件などを取り組んできた著名な弁護士59名による「憲法を尊重し、後世に残る公正判決を求める弁護士共同アピール」が発表されています。

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（2陣大阪高裁）
公正な判決と補償を求める公害・薬害・労災被害者共同アピール

私たちは、公害、薬害、労災（アスベスト・じん肺）の被害者です。泉南アスベスト国賠訴訟（2陣大阪高裁）でも、裁判所がどのような判断をされるのか、我がことのように心配しています。アスベストによって、呼吸をするための大事な臓官である肺が侵される苦しみを聞くたびに、自分たちが味わった苦しみや不安と重なり、胸が痛みます。2006年の提訴から7年の間、原告たちはひたすら苦しみを訴え続けてきました。しかし、本当の苦しみを理解してもらうのはとても難しいことです。息のできない苦しさは傍で見ている家族でも、実際に自分が体験（発病）して初めてわかるほどであり、生きている限り進行形で苦しみが増す生き地獄です。

何をしても苦しい、眠ることも食べることもできない。いつも「苦しい」の言葉しかない毎を送りながら、原告たちは「自分は何のために生きてきたのか」とくり返し考えます。生きるために、家族のために働いてきたことを後悔はしないけれど、他の仕事を選ぶ選択肢がなかったことを思うと、差し迫る死の恐怖より、こんな死を迎えなければならないことが悔しいのです。

これまで日本の、いくつもの公害などによる理不尽な被害を受けた者は、皆、社会の底辺で働きながらこの国を支えてきました。皆、選択肢の少ない、または選択の余地のない中で働き生きてきたのです。

公害や薬害、アスベストやじん肺などの労災は、一度発病するとその根治のための治療法がありません。四大公害といわれる新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病・熊本水俣病の被害者も「こんな苦しみが続いていることを知っていたら」と思わない日はなかったはずですが、しかし、被害者たちにそれを避ける選択肢がどれほどあったのでしょうか。この世の中には、汚い水溜りを避けて通れる人と、避けることができずに浸かってしまう人がいるのです。泉南アスベスト国賠訴訟は、悪劣な労働条件でも生きるために働かざるを得なかった原告たちが、命の重さを感じるものであり、高度成長を遂げたが故に国民の負の遺産として日々を暮らしてはならない被害です。

裁判所は、そのような被害に苦しむ原告の最後の頼みの綱です。今、身動きもならない原告が思うのは、「こんな苦しみは自分だけで終りにしてほしい」と、自分の苦しみが何の意味もないもので終わらせたくないのと思っています。

誰もがたった一度の人生を幸福に生きる権利を有し、それを奪うことは許されないはずです。私たち全国の公害、薬害、労災（アスベスト・じん肺）の被害者は、裁判所が、本来国民のいのちと健康を守るべき国の誤りを正し、公正な判決を下されることを期待し、信じています。

2013年8月23日

全国公害被害者総行動実行委員会 代表委員 森脇君雄
(大阪・西淀川大気汚染公害訴訟原告団代表)
全国公害被害者総行動実行委員会 代表委員 大石利生
(ノーモア・ミナマタ訴訟原告団代表/水俣病不知火患者会会長)
全国公害被害者総行動実行委員会 代表委員 高木照寛
(イタイイタイ病対策協議会会長)
全国公害被害者総行動実行委員会 代表委員 吉村和正
(薬害ヤコブ病東京原告団代表)
全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団 団長 船山友衛
関西建設アスベスト大阪訴訟原告団 団長 北山博士
関西建設アスベスト京都訴訟原告団 団長 寺前武夫
首都圏建設アスベスト訴訟統一原告団 団長 宮島和男
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 会長 古川和子

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（2陣大阪高裁）

憲法を尊重し、後世に残る公正判決を求める
弁護士共同アピール

アスベスト被害は、労災認定数だけでも毎年1000名を超えるわが国最大の職業病であり、かつ、いつ誰が発症してもおかしくない公害である。今後も、建物解体時などのアスベスト飛散が懸念され、数十年に亘り数万人規模での被害発生が予測されている。まさに、史上最悪の社会的災害（労災・公害）である。

70年以上前から石綿紡織工場の内外で発生した泉南アスベスト被害は、わが国のアスベスト被害の原点である。同時に、アスベストの危険性や被害発生を知悉しながら、長期に亘ってこれを放置し、規制や対策を怠ってきた国の加害の原点でもある。

わが国では、1970年代以降、四大公害裁判をはじめとする数々の公害訴訟、じん肺訴訟、薬害訴訟などにおいて、司法が加害企業や国を断罪し、被害者を救済する判決が積み重ねられてきた。とりわけ、2004年の筑豊じん肺最高裁判決と関西水俣病最高裁判決においては、いのちや健康が何よりも尊重されるべきことを踏まえ、国の規制権限不行使の違法性を認める画期的な判断が下された。

労災や公害の被害者は、産業発展や経済成長の陰で命を落とし、健康を損なった者たちである。司法の勇氣ある判断は、その不条理を正し、被害者の人間としての尊厳を回復するとともに、いのちや健康が何よりも尊重される公平・公正な社会のあり様を指し示してきた。21世紀に生きる私たちは、この司法による被害の救済と根絶の歴史を絶対に逆行させてはならない。加害者が被害に正面から向き合い、自らの誤りを真摯に認め、被害者に誠実に償うことなくして、将来に亘る被害の救済も根絶もあり得ない。泉南アスベスト被害における国の責任の明確化は、わが国のアスベスト被害の救済と根絶の試金石である。のみならず、いのちや健康こそが最高の法益であることの確認は、すべての労災や公害、薬害などの救済と根絶にとっての要諦でもある。

司法の役割は、人権を尊重し、法的正義を実現することである。

私たちは、公害訴訟やじん肺訴訟、薬害訴訟などに関わってきた者として、2陣大阪高裁が、わが国の司法の歴史と到達点を踏まえ、憲法を尊重し、後世に残る公正な判決を下すことを心から切望する。

2013年8月23日

泉南アスベスト国賠・弁護士共同アピール賛同者一同

「公正な判決と補償を求める学者・研究者共同アピール」

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟
公正な判決と補償を求める学者・研究者共同アピール

アスベスト災害は史上最悪の産業災害である。被害者は数百万人にのぼると推定され、先進諸国では近年になってようやく補償・救済のための制度が作られたが、その解決は容易ではなく、各国で訴訟が後を絶たない。

アスベストは廉価性と産業的有用性によって第二次世界大戦前から各国で使用されてきた。泉南地域にはわが国の石綿紡織工場の大部分が集積し、造船、自動車、石油化学、鉄鋼、建設など、戦後復興・高度成長をになった主要産業を陰で支えた。これらの工場のほとんどは小規模零細で、家内労働に頼っていたところも多かった。

その一方で、アスベストのもつ人体への有害性についても早い時期から医学的に証明されていた。とくに石綿肺については、わが国でも1937年から1940年にかけて内務省保険院がおこなった画期的な調査によって、泉南地域における石綿紡織工場での凄まじい被害の実態が明らかにされていた。1950年代に入ってから、引き続き調査が実施され、泉南地域の石綿紡織工場において高率の石綿肺罹患患者が見出されていた。

ところが、政府は、被害の実態を直視せず、経済成長を最優先し、労働災害や公害を防ぐための有効な手段をとってこなかった。そのことは、現在までのおびただしい被害者の数が証明している。

人体や商品、環境に蓄積した有害物質によって、長期間を経て発生する「ストック災害」としてのアスベスト被害は、今後もまちがいく増加する。しかし、このまま被害者の多くが正当な補償を受けることなく死んでいけば、政府によるアスベスト問題の認識は一層矮小化され、必要な予防対策も遅らせてしまうことになる。わが国のアスベスト問題の原点である泉南アスベスト被害の救済の行方は、今後増えてくる被害者への正当な補償と新たな被害を出さない予防対策への試金石である。本件で司法に求められている社会的使命はここにある。

わが国の司法は、いわゆる四大公害裁判をはじめ、じん肺裁判や薬害裁判等において、よく国民の負託に応えて被害者を救済し、それが契機となって環境行政、労働安全行政、薬害行政等を前進させてきた。とりわけ大阪高等裁判所は、大阪アルカリ事件、大阪国際空港公害事件、水俣病関西裁判など数々の事件において、歴史に残る被害者救済の判決を下し、行政や立法による予防対策等を進捗させてきた伝統を持つ。国民は今でもこれを高く評価しているところである。

泉南アスベスト国賠訴訟によって司法に問われているのは、法から委任された重要な規制や対策を怠り、生命・健康を犠牲にしてまでも産業発展を優先した国の姿勢や施策を、活きた法文解釈をおこないつつ、社会正義の視点から検証することである。

裁判所が本件のもつ歴史的・世界的な意味を熟慮され、公正な判決を下されることを切に願うものである。

わが国の司法は、いわゆる四大公害裁判をはじめ・・・被害者を救済し、空が契機となって環境行政、労働安全行政、薬害行政などを前進させてきた。とりわけ大阪高等裁判所は、・・・歴史に残る被害者救済の判決を下し、行政や立法による予防対策を進捗させてきた伝統を持つ。・・・

泉南アスベスト国賠訴訟に問われているのは・・・生命・健康を犠牲にしてまでも産業発展を優先した国の姿勢を・・・社会正義の視点から検証することである・・・」。

森裕之立命館大学教授と村山武彦東京工業大学教授が呼びかけ、宮本憲一大阪市大名誉教授ら約100名から賛同が寄せられました。環境問題の他、哲学・倫理学など多様な分野の研究者、また海外の研究者からも賛同が寄せられています。

裁判所には、各界の共同アピールのほか、全国から寄せられた約360団体の団体署名も提出しました。

